

## 東京都立八王子桑志高等学校 服装規定

登下校、校舎内において規定に沿った身だしなみに努めること。また、下記に記された事項以外でも注意を受けた場合は、その服装、髪型等を改めること。

### 1. 服装

- ① 学校指定の制服を着用する。
- ② セーター・カーディガン・ベストは、学校指定のものを着用する。
- ③ 男子はネクタイ、女子はスカートのおときはリボン又は女子用ネクタイを着用し、スラックスのおときは女子用ネクタイに限る。ネクタイ・リボンは学校指定のものに限る。また、夏服着用期間は、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。
- ④ 登下校および学校内では、体育や実習等で特に指示のある場合を除き制服を着用する。
- ⑤ 冬服、夏服の着用期間および冬服・夏服併用期間は下記のとおりとする。

冬服着用期間・・・・・・・・・・11月21日～4月20日

夏服着用期間・・・・・・・・・・6月21日～9月20日

冬服・夏服併用期間・・・・・・・・4月21日～6月20日

9月21日～11月20日

- ⑥ 式典時は正装とする。

正装とは

男子：ブレザー・白いYシャツ・スラックス・ネクタイ

女子（スカートの場合）：ブレザー・白いYシャツ・スカート・リボン・女子用ネクタイ

女子（スラックスの場合）：ブレザー・白いYシャツ・スラックス・女子用ネクタイ

（式典時にセーター・カーディガンは着用しない。）

### 2. 靴

運動靴、黒または茶色の短靴を使用する。

### 3. 靴下

靴下の色は白、黒、濃紺、グレーを基本とする。

### 4. 上履き・体育館履き

学校指定のものを使用する

### 5. コート・マフラー

コート・マフラーは、地味なものを着用する。毛皮・皮ジャンパーなどは禁止する。また、授業中にコート・マフラーの着用は認めない。

### 6. 頭髪、ピアス

清潔な髪型とする。染髪、パーマ、カール、脱色など不必要な加工は禁止する。また、ピアスの着用は禁止する。

### 7. その他

高校生活に必要なではない装身具の着用、化粧など先生より指摘を受けた場合は、改めること。

### 8. 補足

- ① セーター、カーディガン、ベストは類似のものであっても、学校指定品以外の着用は認めない。
- ② 冬服・夏服併用期間は、上着を着用せずセーター、カーディガン、ベストで登下校してもよい。ただし、式典等で上着着用の指示があったときは、それに従う。

- ③ 夏服着用期間は、上着を着用せず夏服で登校する。ただし梅雨時などで寒さを感じる場合を除く。
- ④ 冬服着用期間および冬服・夏服併用期間で上着を着用するときは、ネクタイ、リボンを着用する。女子のネクタイは女子用に限る。
- ⑤ 特別な指示がない限り、教室での授業で体操着（トレーニングウェア）、実習着の着用を禁じる。また、授業時間中（休み時間を含む）に校舎内でジャンパー、パーカー、ウインドブレーカーなどの着用を禁じる。
- ⑥ ズボン、スカート、スラックスの上にワイシャツを出して着用することを禁じる。
- ⑦ スカートの下に、ハーフパンツやトレーニングウェア下を着用することを禁じる。
- ⑧ 学校指定外のセーター、カーディガン、ベストは、上着の下であっても着用してはならない。
- ⑨ 女子スカート丈は、ひざ上10cmまでとする。それ以上に短いものは認めない。また、男子がズボンを下にずらしたり、だらしなく着用したりすることを禁じる。
- ⑩ セーター、カーディガン、ベストを含め制服は、体のサイズにあった形で着用する。
- ⑪ ネクタイ、リボンを紛失したものは、購買で購入する。